

2014年度  
民事再生法講義  
6

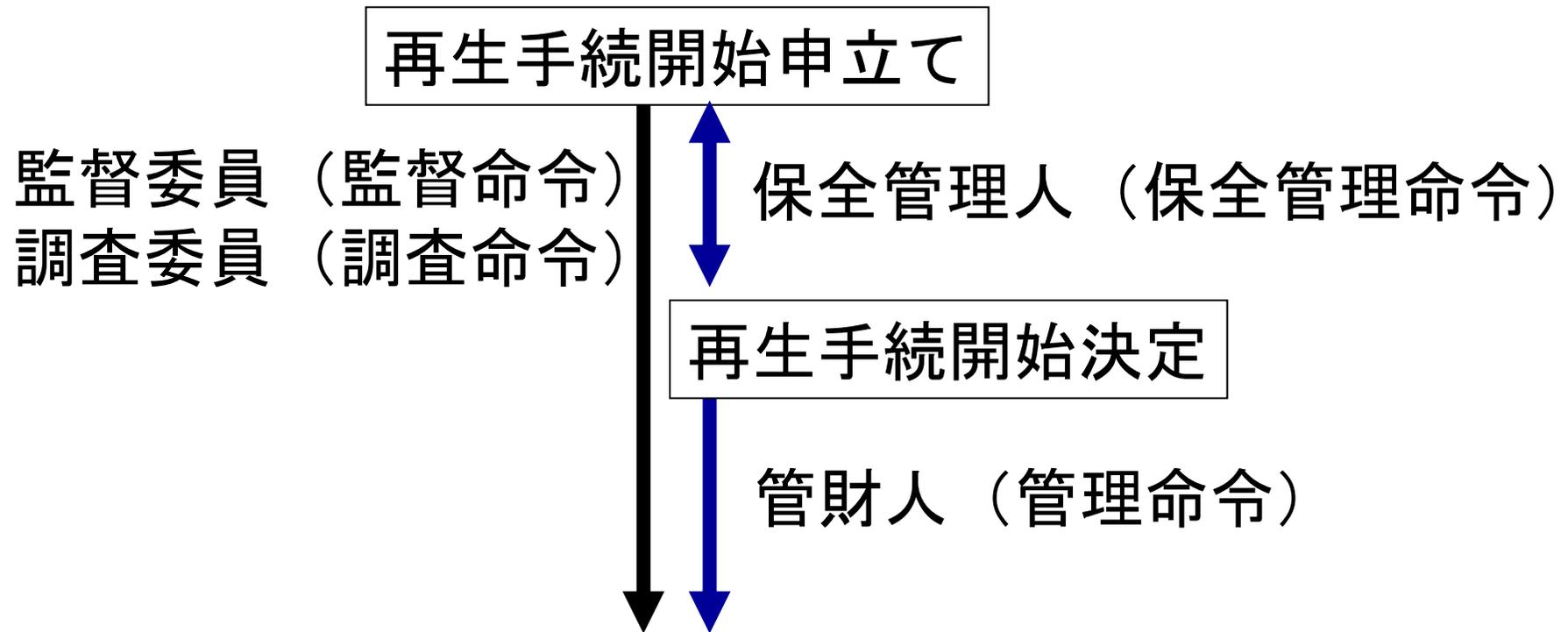
関西大学法学部教授  
栗田 隆

第3章 再生手続の機関

- 監督委員（第54条—第61条）
- 調査委員（第62条・第63条）
- 管財人（第64条—第78条）
- 保全管理人（第79条—第83条）

# 再生手続の4つの機関

いずれも必要に応じて、利害関係人の申立てにより又は職権で選任される。



## 各委員に共通な事項

---

監督委員に関する下記の規定は、他の委員にも準用される（63条・78条・83条1項）

54条3項 法人も委員となることができる。

57条 裁判所の監督に服する

59条 調査権限

60条 善管注意義務

61条 報酬等

# 共同職務執行

---

各委員は、複数人選任されることができ、その場合には、共同して職務を執行することが原則となる。

- 58条（数人の監督委員の職務執行）
- 63条（調査委員に58条本文を準用）
- 70条（数人の管財人の職務執行）
- 83条1項（保全管理人に70条を準用）

# 手続上の共通事項（1）

---

次の事項は、4つの命令に共通する

- 変更・取消しができる（54条5項など）
- 即時抗告ができる（54条6項など）。
- 即時抗告には、執行停止の効力がない（54条7項など）。

## 手続上の共通事項（2）

---

監督命令・管理命令・保全管理命令が発せられると、再生債務者の行為が制限されるので、公告がなされる。

1. 55条（監督命令に関する公告及び送達）
2. 65条（管理命令に関する公告および送達）
3. 80条（保全管理命令に関する公告及び送達）

公告に10条4項の適用がない（55条3項・65条6項・80条3項）。

# 非共通事項

---

	監督 命令	調査 命令	管理 命令	保全管理 命令
再生債務者の審尋	不要	不要	必要（64 条3項）	必要（79 条1項）
47条の準用	なし		あり（76 条4項）	あり（83 条1項）

## 監督命令（54条）

---

- 監督委員による監督を命ずる処分（1項）
- 一人又は数人の監督委員を選任する（2項。規則20条）
- 監督委員の同意を要する行為を指定する（2項）。同意を得ないでした行為は、無効であるが、善意の第三者に対抗することができない（4項）

# 運用

---

- 監督委員は、DIP型の再生手続において、裁判所による再生債務者の監督を補完する機能を有し、ほとんどの事件で申立て後速やかに選任されている。
- 監督委員の同意を要する行為には、41条1項の行為の全部または一部が指定されることが多い。ただし、再生手続上の行為（認否書の作成、再生計画案の作成など）については、否定説が有力である。

# 主要な職務

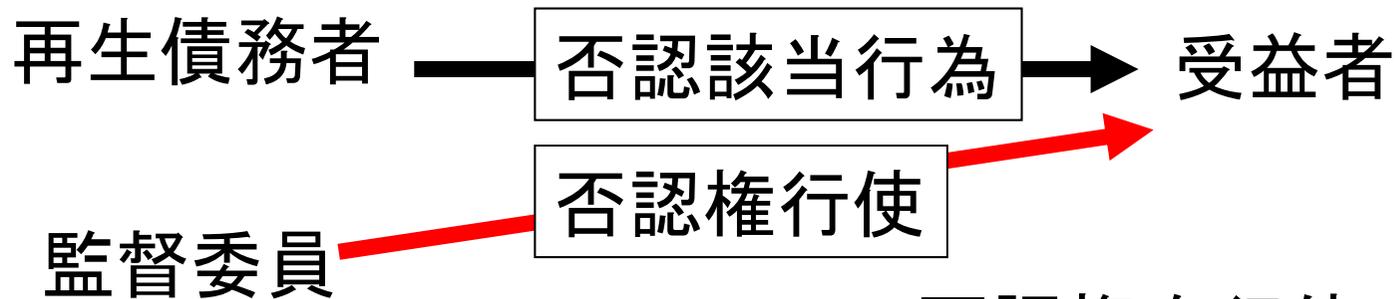
---

- 同意権の行使（54条2項・4項）
- 否認権限の行使（56条）
- 再生債務者の業務・財産状況についての調査（59条・258条）、裁判所への報告（125条3項）。規則22条も参照。
- 開始前の借入金の共益債権化の承認（120条2項）
- 再生計画の遂行の監督（186条2項）
- 再生計画変更の申立て（187条1項）

# 否認に関する権限付与（56条）

---

裁判所が個別的に指定する（1項）



- 必要に応じて59条の調査権を行使する。
- 返還財産について管理処分権を有する（2項）。

否認権を行使するかどうかは、監督委員が判断する（義務ではない）

# 監督委員の否認権の注意事項

---

- 再生債務者に否認権を認めなかった理由
  1. 社会的反発
  2. 否認権を適切に行使できるか疑問
- 抗弁による否認権行使が認められていない（135条1項）。代替措置としての訴訟参加（138条1項）。
- 否認権行使を伴う確認訴訟・給付訴訟は、再生債務者のための法定訴訟担当である（56条2項）

# 監督委員についての注意事項

---

- 包括的な代理権を有する者を置くことはできない（71条に相当する規定がない）。個別的事項についての代理人を置くことはできる。
- 補助者を選任することはでき、公認会計士等がこれに選任されることはよくある。鑑定人の選任もできる（規則24条）。
- 59条3項に関し、再生債務者が
  1. 株式会社の場合には、その子会社であるか否かは、会社法2条3号による（実質的支配関係があるものも含まれる）（3項1号）。
  2. その他の法人については、3項2号・4項による。

## 調査命令（62条）

---

- 調査委員による調査を命ずる処分。
- 一人又は数人の調査委員を選任する（弁護士や会計の専門家が選任されることが多い）。
- 調査委員が調査すべき事項及び裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間を定める。
- 監督命令・保全管理命令・管理命令と並行して発することができる。

# 管理命令（64条）

---

- 管財人による管理を命ずる処分
- 要件
  1. 再生手続開始の決定以降であること（同時でもよい）
  2. 再生債務者が法人であること（個人及び法人でない団体は対象外）
  3. 再生債務者の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるとき

## 管理命令が法人に限定された理由

---

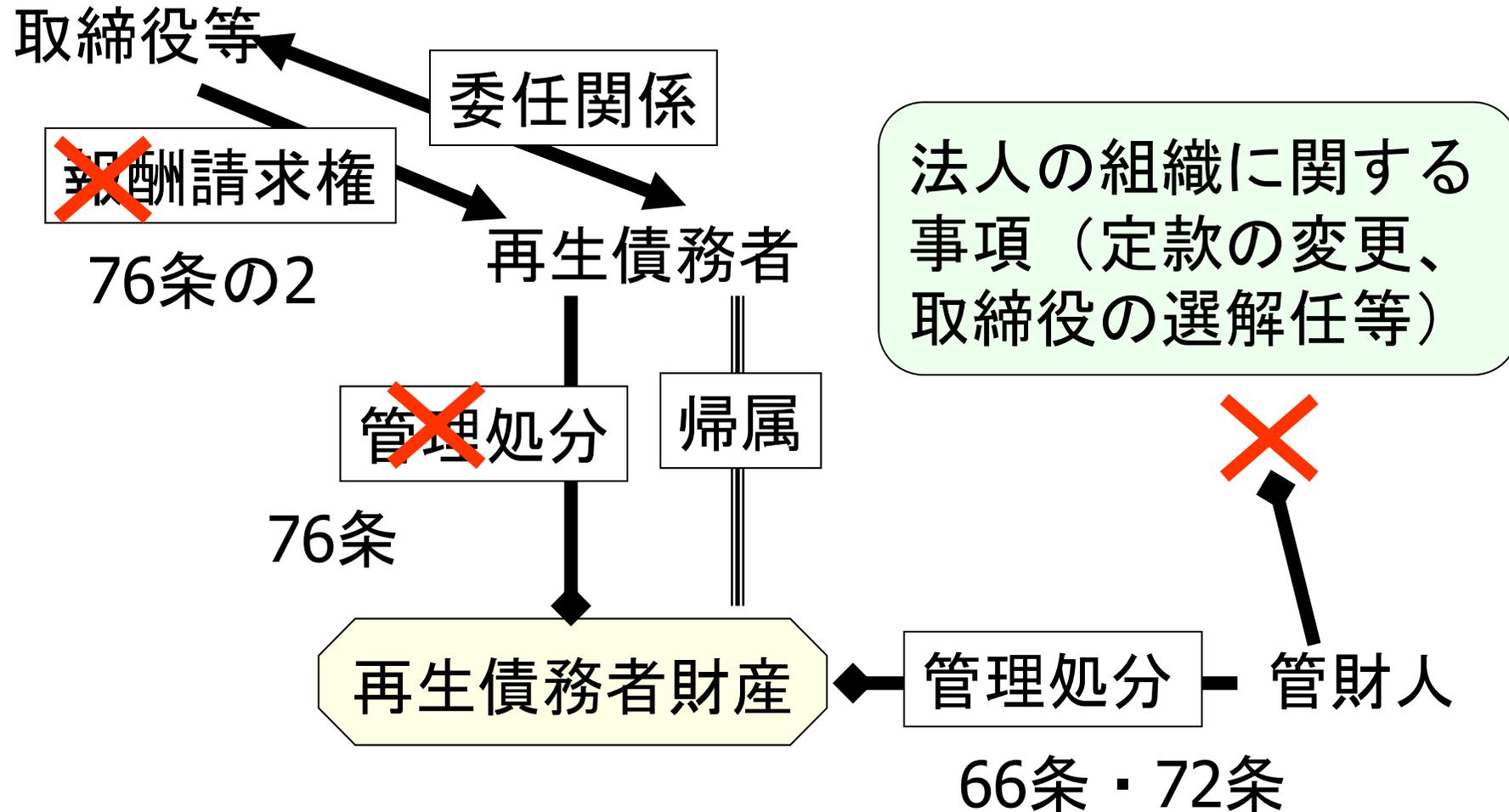
- 事業者でない個人 管財人が管理すべき事業  
ないし財産を想定しにくい。
  - 事業者である個人 事業が個人の信用と労務  
に依拠している場合が多く、管財人による業務  
執行になじみにくい。また、事業用財産と個人  
生活上の財産との区別が難しい（後者は管財人  
が管理するべきではない）。
- 個人について管財人の選任が必要になるような  
場合には、破産手続により処理する。

## 管理命令の公告と送達（65条）

---

- 送達を要する当事者は、申立人、再生債務者、管財人。
- 管理命令の重大性に鑑み、その公告に告知擬制（10条4項）はなされない（6項）。
  1. 管理命令の効力は、再生債務者及び管財人に送達されたときに生ずる。
  2. 当事者の不服申立期間は、各当事者への送達の時から進行する。
  3. 財産所持者および再生債務者の債務者に個別の通知がなされる。

# 管理命令が発せられた場合の法律関係



# 管財人の職務

---

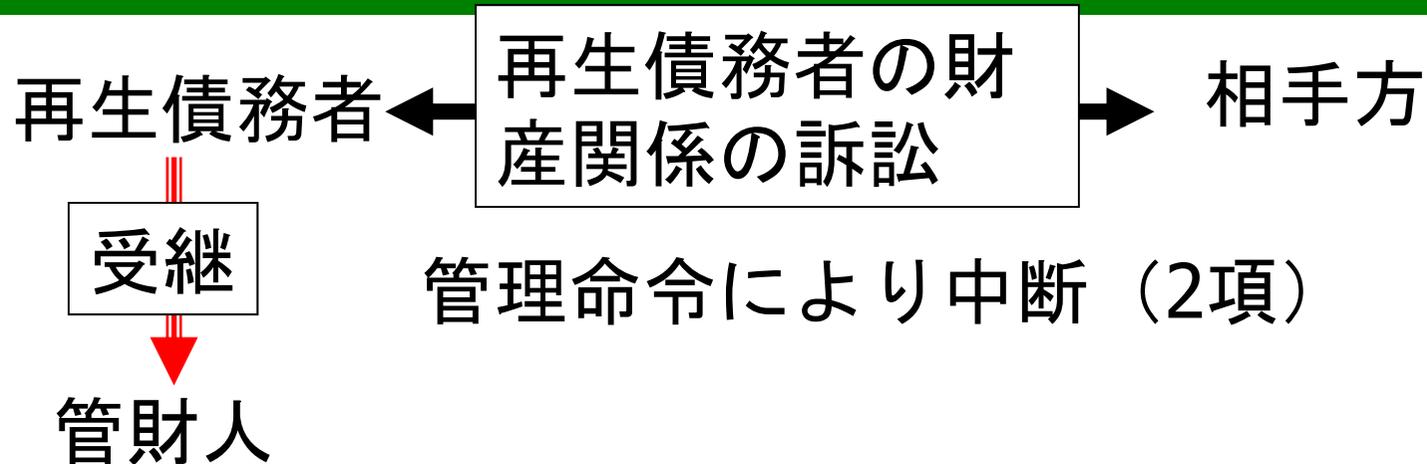
- 再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理（66条1項・72条・76条）。
- 否認権の行使（135条）
- 再生債務者の財産関係の訴訟手続について、当事者となる（67条）。
- ✓ 再生債務者の法人としての組織法的関係には及ばない。
- ✓ 株式を引き受ける者の募集に関する条項を定めた再生計画案を提出することができない（166条の2第1項）

# 管財人による事業経営権の変更の方法

---

- 再生債務者（の経営権を握る取締役や株主）の協力を得て、募集株式を発行する。
- 事業の譲渡
- 会社更生の申立て（会社更生法248条1項）

## 管理命令による中断・受継（67条）



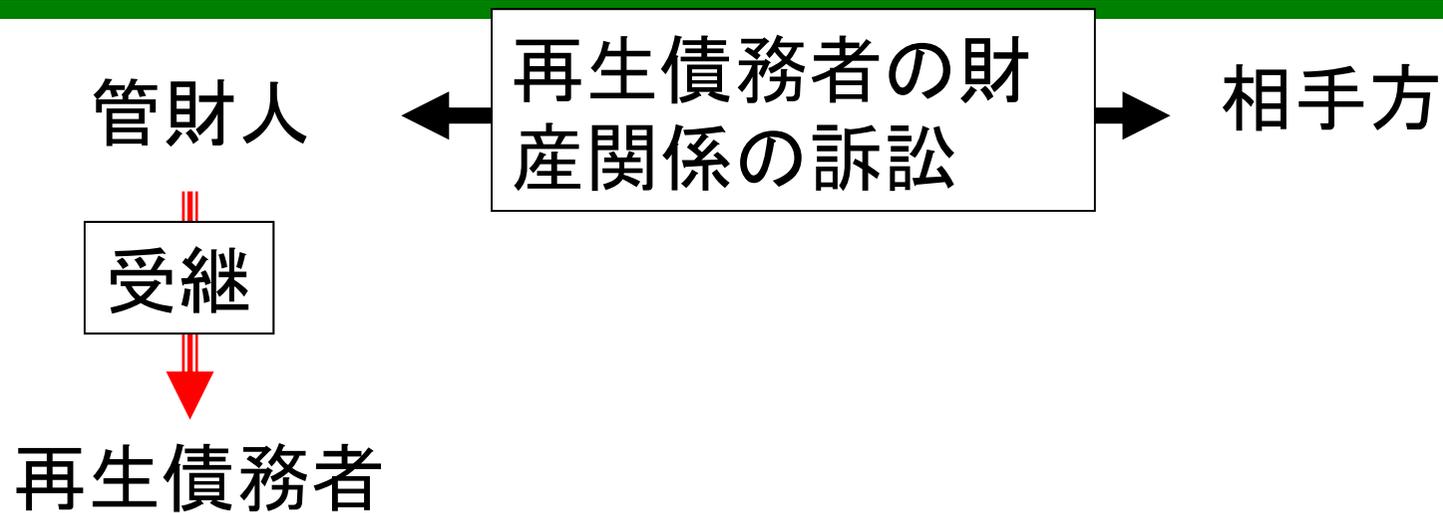
管財人が受け継ぐことができる訴訟手続（3項）

- 再生債権に関しない訴訟手続。ただし、40条の2第2項により受継されたものは、4項による

管財人が受け継がなければならない訴訟手続（4項）

- 再生債権確定訴訟の手続
- 40条の2第2項により受継された訴訟手続

## 再生手続終了による中断・受継（68条）



- 再生債務者が受け継がなければならぬ（3項）。
- ただし、再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合における第137条1項の訴えに係るもの（否認訴訟）を除く（3項カッコ書き）。

# 管財人による受継拒絶

---

- 相手方から受継申立てがあった場合に受継を拒絶できるかは、相手方の紛争解決利益の保護との比較考量で決められる。
- 「受け継がなければならない」と定められている場合には、受継拒絶も許されないとの政策的判断がなされている。
- 「受け継ぐことができる」との規定されている場合については、受継拒絶が認めるとの政策的判断がなされているとは必ずしも考えられていない。債権者代位訴訟を手がかりに考えるとよい。

## Q 管財人による受継拒絶 債権者代位訴訟について

---

1. 再生債務者によって受け継がれてない代位訴訟  
手続の受継を管財人は拒絶できるとすべきか。  
既判力の主観的範囲は、
  - a. 固有適格説によれば、
  - b. 法定訴訟担当説によれば、
2. 再生債務者が再生手続開始後に代位訴訟手続を  
受け継いだ場合と、再生債務者が再生債権に関  
しない訴訟手続を再生手続開始後も続行してい  
る場合とで、既判力の範囲に重要な違いがある  
か。もしなければ、

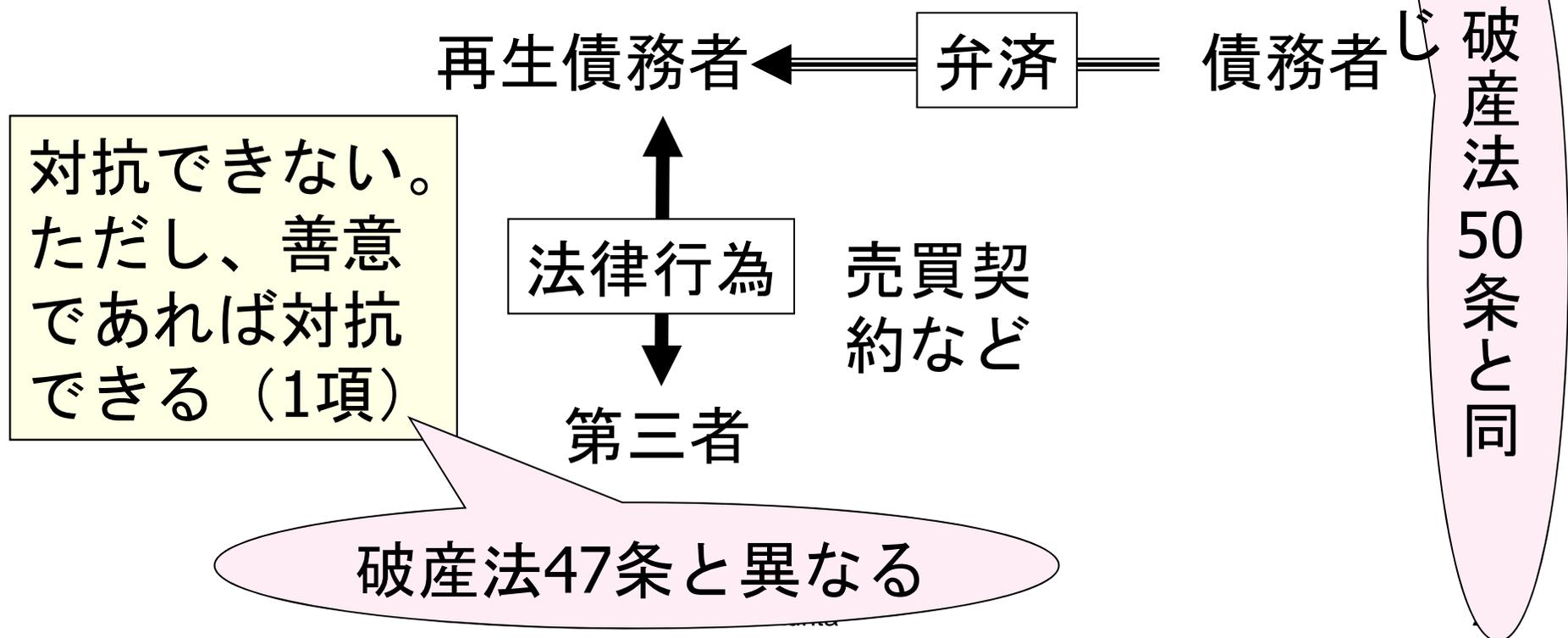
# 管財人の職務執行

---

- 管財人が複数である場合の共同職務執行の原則  
（70条1項本文。会社法349条2項と対照的）  
善意の相手方の保護は、会社法354条の類推適用。
- 管財人代理の選任（71条）
- 郵便物の管理（73条・74条）
- 利益相反行為の禁止（75条）
- 任務終了の場合の報告義務（77条）

# 管理命令後の再生債務者の行為等（76条）

- 弁済者が善意であれば対抗できる（2項）。
- 悪意であれば再生債務者財産の受益の限度で対抗できる（3項）



## 47条の準用（76条4項）

---

前2条の規定の適用については、

- ✓ 第35条第1項の規定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）
- 第65条第1項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第35条第1項の規定による公告）

前においてはその事実を知らなかったものと推定し、再生手続開始の公告後においてはその事実を知っていたものと推定する。

# 保全管理命令（79条）

---

- 保全管理人による管理を命ずる処分
- 要件
  1. 再生手続開始の申立てがあったこと
  2. 再生債務者が法人であること
  3. 再生債務者の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の**継続**のために**特に**必要があると認めるとき
- 発令前に再生債務者を審尋する。急迫の事情があるときは、無審尋でも発令できる。

## 保全管理人の職務（81条）

---

- 再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理（1項本文）。ただし、非常務行為をするには、裁判所の許可が必要（1項但書き）。
- 再生債務者の財産関係の訴訟手続について、当事者となる（83条1項・67条）。

# 訴訟関係の規定の準用（83条1項－3項）

---

## 67条

1項（当事者適格）

2項（訴訟手続の中断）

3項（訴訟手続の受継）

5項（訴訟費用請求権）

## 68条

1項（中断中の訴訟手続の当然受継）

2項（受継された訴訟手続の中断）

3項（中断した訴訟手続の受継）

## 実体関係の規定の準用（83条1項）

---

- 管理命令後の再生債務者の行為等の効力を制限する76条の規定が準用される

# 保全管理人の職務執行

---

- 保全管理人代理の選任（82条）
- 郵便物の閲読（83条1項・74条）
- 利益相反行為の禁止（83条1項・75条）
- 任務終了の場合の報告義務等（81条3項・77条1項-3項）